

平成 28 年度第 1 回

水戸市健康づくり推進協議会次第

日時：平成 28 年 6 月 29 日(水) 午後 2 時

場所：保健センター予防接種室 (2 階)

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長，副会長の選出
- 5 議題
 - (1) 水戸市健康増進・食育推進計画の策定について
 - (2) その他
- 6 閉会

○水戸市健康づくり推進協議会条例

昭和62年 3月30日

水戸市条例第21号

改正 平成元年 2月 8日 条例第 1号

平成 4年 9月22日 条例第27号

(設置)

第1条 市民の健康づくりを推進するため、水戸市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 水戸市保健センター条例（昭和62年水戸市条例第19号）第3条各号（第1号を除く。）に規定する事項に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する30人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会に、第2条に規定する事項を調査研究するため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、その運営については、前条の規定を準用する。

5 専門部会において調査研究を行った場合は、その結果を協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年2月8日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年9月22日条例第27号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

水戸市健康づくり推進協議会委員名簿

| 所属機関及び団体名 | | 役職名 | 氏名 | |
|-----------|----|-------------------|-------------|--------|
| 関係機関の役職員 | 1 | 水戸保健所 | 所 長 | 土井 幹雄 |
| | 2 | 水戸市医師会 | 会 長 | 原 毅 |
| | 3 | 水戸市医師会 | 副会長 | 早船 徳子 |
| | 4 | 水戸市医師会 | 理 事 | 細田 弥太郎 |
| | 5 | 水戸市医師会 | 理 事 | 青木 かを里 |
| | 6 | 水戸市歯科医師会 | 会 長 | 猿田 範雄 |
| | 7 | 水戸市歯科医師会 | 副会長 | 大澤 賢祐 |
| | 8 | 水戸薬剤師会 | 会 長 | 奥田 猛 |
| 団体の役職員 | 9 | 水戸市国民健康保険運営協議会 | 委 員 | 澤 則子 |
| | 10 | 水戸市住みよいまちづくり推進協議会 | 常任理事 | 岩間 秀男 |
| | 11 | 水戸市高齢者クラブ連合会 | 会 長 | 菊池 興安 |
| | 12 | 水戸市食生活改善推進員会 | 会 長 | 安齋 昭子 |
| | 13 | 水戸市社会福祉協議会 | 会 長 | 保立 武憲 |
| | 14 | 水戸市民生委員児童委員連合協議会 | 副会長 | 矢田部 秀夫 |
| | 15 | 水戸農業協同組合 | 代表理事組合長 | 八木岡 努 |
| | 16 | 水戸市保健推進員連絡協議会 | 会 長 | 田上 恵子 |
| 学識経験者 | 17 | 石渡産婦人科病院 | 院 長 | 石渡 勇 |
| | 18 | 水戸市議会 | 文教福祉委員会副委員長 | 堀江 恵子 |
| | 19 | 水戸市議会 | 文教福祉委員会委員 | 田中 真己 |
| | 20 | 水戸市議会 | 文教福祉委員会委員 | 袴塚 孝雄 |

任期 平成27年 8月 1日～平成29年7月31日

健康づくり推進協議会資料
平成 28 年 6 月 29 日
保健福祉部保健センター

水戸市健康増進・食育推進計画（第 2 次）策定基本方針

1 計画策定の趣旨

我が国においては、少子・高齢化や核家族化の進行など、社会構造が大きく変化する中で、ライフスタイルの多様化等を起因として、不適切な食生活をはじめ、運動不足等の生活習慣の乱れやストレスからくる体と心の健康への影響が深刻化しているほか、生活習慣病に係る医療費や介護費などの社会保障費の増大も大きな社会問題となっています。

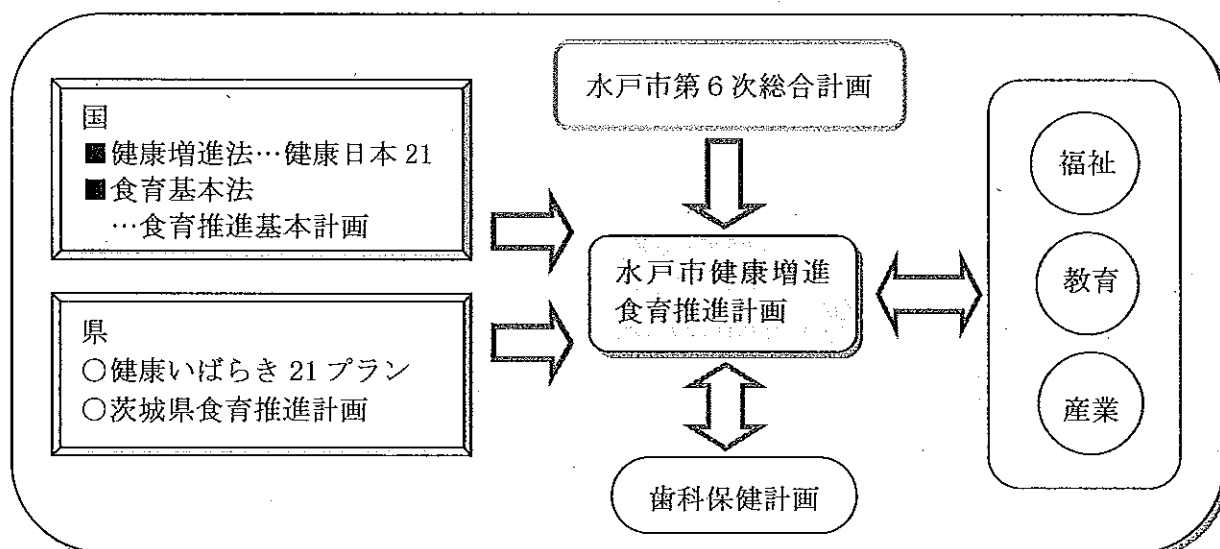
健康増進分野においては、国は、個人の生活習慣の改善をはじめ、個人を取り巻く社会環境の改善を通じて、全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指して、「健康日本 21（第 2 次）」に基づく施策を推進しており、茨城県においても、県民が支え合いながら、生涯を通じて健康に明るく元気に暮らせる社会の実現を目指し、「第 2 次健康いばらき 21 プラン」を 2013（平成 25）年に策定し、施策に取り組んでいます。

食育の分野においては、2005（平成 17）年に食育基本法が施行され、国においては、「食育推進基本計画」を策定するとともに、県においても、「食育推進計画」に基づき、食育をはじめ、食生活の改善、歯と口腔の健康づくり等の施策を推進しているところです。

本市においては、健康と食が深い関わりがあることから、健康増進計画と食育推進計画を一体化した上で、2011（平成 23）年度に「水戸市健康増進・食育推進計画」を策定し、市民の健康増進及び食育等の施策を推進してきました。市民の健康的な生活習慣の確立に向け、課題や時代の変化に応じたニーズを踏まえ、「水戸市第 6 次総合計画」等の上位計画との整合を図りながら、「水戸市健康増進・食育推進計画（第 2 次）」を策定し、健康意識を醸成するとともに、市民がともに支えあい、生涯を通じて健康で心豊かに暮らせるまちの実現を目指します。

なお、歯科分野の施策については、2013（平成 25）年度に策定した「水戸市歯科保健計画」において、具体的な施策を推進していくものとします。

【図】計画の位置付け



2 計画策定の基本的姿勢

我が国においては、今や世界有数の長寿国となり、生涯を通じて、健康で心豊かに過ごすため、生活の質（QOL）の向上が大きなテーマとなっています。そのため、市民、地域、行政、関係機関等が一体となって健康づくりを支援するヘルスプロモーションの理念の下、市民一人一人が主体的な健康づくりと健康的な食生活習慣に取り組むとともに、社会全体でライフステージに応じた健康増進及び食育の取組を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

(1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防

糖尿病、高血圧症、脂質異常症、がんなどの生活習慣病の対策として、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点を置いた取組を実践することが重要です。あわせて、特定健康診査やがん検診の受診率の向上を図るとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進します。

(2) 健康の維持向上のための生活習慣の改善と環境づくり

健康を増進するため、市民自らが主体的に、食生活や運動、喫煙、アルコール、心の問題など、健康についての意識の向上や生活習慣の改善に取り組むとともに、家庭、学校、職場などの影響を受けることから、社会全体として、一人一人の健康づくりを支える環境づくりも必要となります。このため、市民、地域、行政、関係機関等が一体となって、市民の健康づくりへの取組を支援し、健康の維持向上のための生活習慣の改善と環境づくりを推進します。

(3) 生涯にわたる食育の推進

現代社会においては、食生活の多様化に伴い、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加などが問題となっています。このため、子どもから高齢者まで、さまざまな経験を通して食に関する知識と選択力を習得し、健康的な食生活習慣を実践できるよう、家庭、学校、地域等と連携しながら、生涯にわたる食育を推進します。

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

本市の現況、これまでの取組状況、アンケート結果、重点化を図る項目等を踏まえ、目指すべき姿及び施策の基本的方向、目標指標（数値目標）、具体的な施策等を定めます。

(2) 計画の期間

2017（平成 29）年度から 2023（平成 35）年度までの 7 年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や法の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては、市民や関係団体等の意見を反映するため、次の組織において計画づくりを進めます。

(1) 市民参加

①市民アンケート調査

市民の生活習慣や健康づくり、食に対する意識等について新たに実施したアンケート調査結果を策定の基礎調査とします。

②水戸市健康づくり推進協議会

保健・福祉・医療の関係機関，関係団体，学識経験者等で構成する水戸市健康づくり推進協議会を開催し，計画内容等の審議を進めます。

③意見公募手続（パブリックコメント）

広く市民の意見を計画に反映させるため，意見公募を実施します。

(2) 庁内組織

①庁議；政策会議

庁議は，計画（案）に係る重要事項について審議し，計画を決定します。

政策会議は，意見公募手続にかける計画（素案）を決定します。

②水戸市健康増進・食育推進計画庁内検討委員会（関係課長等）

計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行います。

③水戸市健康増進・食育推進計画実務担当者会議（実務担当）

関係業務内容の整理・集約・分析等，計画（素案）づくりに必要な業務を行います。

5 策定スケジュール

別紙のとおり。

水戸市健康増進・食育推進計画スケジュール表

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 備考 | |
|------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|----|----|----|---------|---------|---------|-----|----|---------|----|----|----|----------------|--|
| 担当 | <p>準備段階</p> <p>目的等の整理</p> <p>基礎調査</p> | <p>政策会議等（基本方針決定）</p> <p>市長・副市長調整</p> | | | | | | | | | | | | | 公表・公開 委員会報告 | |
| 市内組織 ○庁内検討委員会 ●系務担当委員会 | <p>市内組織の整理</p> | ○第1回委員会 | | ● | ● | ○第2回委員会 | ○第3回委員会 | ○第4回委員会 | | | ○第5回委員会 | | | | | |
| 市民参加 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康づくり推進協議会 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アンケート | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 意見公募手続 | | | | | | | | | | | | | | | | |

計画案作成（意見公募，答申を踏まえた調整）

計画案作成（施策，事業等の整理等）

分析・意見の反映

庁議等（計画決定）

市長・副市長調整

（政策会議等）

政策会議等（意見公募決定）

市長・副市長調整

第1回協議会

第2回協議会

第3回協議会

第4回協議会

第5回協議会

意見公募

広報

水戸市健康づくり推進協議会席次表

予防接種室

入口

| | | | | |
|-------|-------|------|------|------|
| | 秋葉副市長 | 副会長席 | 会長席 | |
| 袴塚委員 | | | | 土井委員 |
| 田中委員 | | | | 原委員 |
| 堀江委員 | | | | 早船委員 |
| 石渡委員 | | | | 青木委員 |
| 田上委員 | | | | 猿田委員 |
| 矢田部委員 | | | | 大澤委員 |
| | 安齋委員 | 菊池委員 | 岩間委員 | 奥田委員 |

入口

| | | | | | | | |
|--------|------|-------|------|---------|--------|--------|------|
| 司会(龍田) | 岡部次長 | 大曾根所長 | 根本部長 | 保健所準備課長 | 国保年金課長 | 高齢福祉課長 | 吽野係長 |
|--------|------|-------|------|---------|--------|--------|------|

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|------|------|------|
| 城戸 | 澤畠 | 谷津 | 人見 | 筒井 | 清水補佐 | 加藤所長 | 青野所長 |
|----|----|----|----|----|------|------|------|